

第49期 決算公告

平成21年6月30日

滋賀県彦根市服部町840番地
伊奈精機株式会社
取締役社長 河村 光則

貸借対照表

平成21年 3月 31日 現在

(単位:千円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	2,001,206	流動負債	1,212,570
現金及び預金	232,766	支払手形	20,796
受取手形	83,380	設備支払手形	41,040
売掛金	328,425	買掛金	1,060,990
製品	5,759	未払金	20,397
仕掛品	388,605	未払費用	16,255
原材料	70,203	預り金	4,368
貯蔵品	40,931	賞与引当金	48,172
短期貸付金	800,000	リース債務	549
未収入金	1,567		
未収還付法人税等	16,852		
未収還付消費税等	4,386		
立替金	243	固定負債	300,092
前払費用	510	退職給付引当金	257,778
繰延税金資産	27,573	役員退職給付引当金	39,077
固定資産	1,434,824	預り保証金	1,086
有形固定資産	1,230,194	リース債務	2,150
建物	239,551		
建物付属設備	95,679		
構築物	36,686		
機械及び装置	759,575		
車輛運搬具	1,983		
工具器具備品	33,871		
リース資産	1,777		
土地	61,069		
無形固定資産	34,736		
ソフトウェア	31,255		
電話加入権	100		
リース資産	794		
ソフトウェア仮勘定	2,586		
投資その他の資産	169,893		
投資有価証券	1,190		
保証金	365		
繰延税金資産	168,338		
		負債合計	1,512,663
		(純資産の部)	
		株主資本	1,923,302
		資本金	48,000
		利益剰余金	1,875,302
		利益準備金	12,000
		その他利益剰余金	1,863,302
		配当準備金	9,600
		別途積立金	1,900,000
		繰越利益剰余金	46,297
		(うち当期純損失)	(66,883)
		評価・換算差額等	65
		その他有価証券評価差額金	65
		純資産合計	1,923,367
資産合計	3,436,030	負債・純資産合計	3,436,030

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

該当証券はありません。

(2)棚卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)によっております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1)有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定率法を採用しております。

平成19年4月1日以後に取得したものについては定率法を採用しております。

但し、建物(附属設備除く)については定額法を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、リース取引開始日が、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金 従業員に対する賞与等の支払いに備えるため、支給見込額基準による見積額を計上しております。

(2)退職給付引当金 従業員の退職金支払に備えるため、当社の退職給与規定に基づく自己都合退職金期末要支給額から中小企業退職共済期末残高を控除した金額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

5. 会計方針の変更

リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会、会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。なお、これによる損益に与える影響はありません。

(追加情報)

有形固定資産の耐用年数の変更

法人税法の改正に伴い、機械装置の耐用年数の見直しを行った結果、当事業年度より改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更いたしました。これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ49,510千円減少しております。